



そもそもマイナンバーって？

マイナンバー（個人番号）とは、赤ちゃんから高齢者まで、また国籍に関係なく住民票を有する全ての人が持つ12桁の番号のことです。

一人一人が持つ自分だけの番号で、原則、生涯変わりません。どうしても必要なの？

今まで、複数の行政機関にわたがった個人の情報を同一人物の情報であるか確認するには、情報の管理方法が異なるため、照合に時間がかかっていました。今後は、個人の情報に番号をふることで照合確認が性格でスムーズに行えるようになり、行政手続きが簡単になります。また、所得や社会保障の受給状況が正確に把握できることになるため、本来に助けが必要な人に支援がきたり、公平な負担や給付を実現できることが期待されます。

こんなに便利な 個人番号カード ※初回交付手数料は無料

マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

各種行政手続のオンライン申請などに

平成 29 年 1 月から開始されるマイナポータル(情報提供等記録開示システム)へのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請などに利用できます。

本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ 1 枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。

各種民間のオンライン取引などに

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引などに利用できるようになる見込みです。

コンビニなどで各種証明書の取得に

コンビニなどで住民票などの公的な証明書を取得できます。

※かすみがうら市では、平成 28 年 3 月 1 日から住民票謄抄本と印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを始めます。

個人番号カードの申請方法

① 個人番号カードを申請

▼郵送による申請
マイナンバーの通知カードと一緒に同封された交付申請書に顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れてポストに投函してください。

▼Webサイトから申請

申請用Webサイトにアクセスし必要事項を入力してください。デジタルカメラやスマートフォンなどで撮影した顔写真のデータを添付し、送信すれば申請が完了します。

② 個人番号カードを受け取る

平成 28 年 1 月下旬以降、個人番号カードの「交付通知書」が届きます。次に記載するものを交付通知書に記載された期限までに千代田庁舎にお越しください。詳細は、交付通知書をご覧ください。

□通知カード
□交付通知書
□本人確認書類(運転免許証など)
□住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

本人確認の上、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます。

マイナンバーのお問い合わせ

内閣府コールセンター [全国ナビダイヤル]

☎ 0120-95-0178 (無料)

平日：午前 9 時半～午後 10 時 土日祝日：午前 9 時半～午後 5 時半(12 月 29 日～ 1 月 3 日を除く)

※一部 IP 電話などで上記ダイヤルにつながらない場合(有料)

通知カード・個人番号カードに関すること

☎ 050-3818-1250 ※外国語窓口は ☎ 0120-0178-27

マイナンバー制度自体に関すること

☎ 050-3816-9405 ※外国語窓口は ☎ 0120-0178-26



なくさないように大切に保管してください

- マイナンバーは一生使うものです。
- 行政手続きで使用します。
- 再発行は有料(500 円)で、発行までに 2 カ月程度かかります。

マイナンバーを安易に他人に教えない

- マイナンバーはとても大切な個人情報です。特にマイナンバー制度に便乗した不審な勧誘や詐欺にご注意ください。
- 行政機関から電話でマイナンバーを聞くことは絶対ありません。不審な電話はすぐに切り、警察へ通報してください。

希望する人は「個人番号カード」発行手続きをしてください

- 個人番号カードは希望者の申請によって作成されるICカードで、通知カードと引き換えに初回発行手数料無料で交付されます。なお、発行までに 2 カ月程度かかります。

マイナンバーはどんなときに必要？

平成 28 年 1 月から順次、次の行政手続きでマイナンバーが必要となります。

社会保障

- 福祉分野の給付、生活保護 ●雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付請求など

税

- 税務署に提出する確定申告書、届出書
- 法廷調書などに記載

災害対策

- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務 など

